

消費者の権利を保障する食品表示基準を求める意見書

食品表示は、消費者が安全な食を選択する権利を保障し、適切に判断する基準となる情報提供を行う役割を持っている。

2013年6月、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）、健康増進法の3法にまたがる食品表示規定を一元化する食品表示法が成立し、2年以内に施行される。それに伴い、内閣府の消費者委員会の下に設置された食品表示部会や調査会が検討を行い、食品表示基準（案）を公表し、パブリックコメントが行われた。

しかし、今回示された食品表示基準（案）は、従来の基準を統合したに過ぎず、消費者の求める加工食品の原料原産地表示と遺伝子組み換え表示などは、今後の課題とされ、議論の対象から外されており、消費者の権利を明記した食品表示法の基本理念をないがしろにしていると言わざるを得ない。

また、大気汚染や放射能汚染、化学物質の蔓延などが深刻化する中、アレルギーも大きな社会問題として顕在化していることから、中食・外食のアレルギー表示についても原料原産地表示をすることが必要である。

よって、政府においては、真に消費者の権利を保障するため、食品表示基準について、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 加工食品及び中食・外食についても原料原産地表示を義務化すること。
- 2 遺伝子組み換え食品については、例外を設けずEU並みの表示とすること。
- 3 消費者が求める食品表示基準となるよう課題を先送りせず、速やかに検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年（2014年）11月6日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

（提出者）民主党・市民連合、日本共産党、市民ネットワーク北海道及び
改革所属議員全員並びに無所属金子やすゆき議員